委託による肥料の生産について

　肥料を他の者に委託して生産する場合には、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、受託者ではなく、委託者が法第２条第４項に規定する「生産業者」に該当し、法第４条第１項に規定する農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受ける義務等があります。

（１）受託者による肥料の生産は、委託者の指図に基づくものであること

（２）（１）により受託者が生産した肥料は、全て委託者に譲渡されること

肥料の委託生産を行う場合、委託者と受託者は、受託者の生産する肥料が委託生産によるものであることが確認できるよう、当該肥料の委託生産についての契約書を作成するとともに、委託者は登録申請等を行う前に、「委託による肥料の生産に関する届出書」を届出る必要があります。契約書には、「委託による肥料の生産に関する届出書」の届出事項となっている「委託により生産を行う事業場の名称及び所在地」、「委託により生産する肥料の種類」及び「委託生産に係る契約期間」を明記するようにしてください。

委託による肥料の生産に関する届出書

年　　月　　日

山口県知事　　　　　様

　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

　今般、別添委託生産契約書のとおり　　所有の　　工場で、当社の指示に基づき肥料を生産し、かつ当該肥料の全てを当社に譲渡することを前提に、下記により肥料の委託生産をすることとしたので、あらかじめ届け出ます。

　なお、別添委託生産契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

１　委託生産を予定している手続き

　　□　法第４条第１項又は第３項の規定に基づく登録の申請

　　□　法第13条第１項の規定に基づく登録事項変更の申請

　　□　法第16条の２第１項又は第２項の規定に基づく届出

　　□　法第16条の２第３項の規定に基づく届出事項変更の届出

　　□　法第22条第１項の規定に基づく届出

２　委託により生産を行う事業場の名称及び所在地

３　委託により生産する肥料の種類

４　委託生産に係る契約期間

　　　（　　年　　月～　　年　　月）

備考

　１　委託生産契約書（写）を添付する。

　２　記の４について、委託生産契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、委託生産の契約が継続している間は委託生産に係る契約期間の変更の届出は不要とする。

委託による肥料の生産に関する届出事項変更届出書

年　　月　　日

山口県知事　　　　　　様

　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

　さきに、　年　月　日付けで届け出ました　株式会社　工場に係る「委託による肥料の生産に関する届出」に、下記のとおり事項に変更を生じたので届け出ます。

記

１　変更した事項

　　委託契約に係る事項

（新）　○○

（旧）　○○

２　変更した年月日

３　変更した理由

　　○○のため

備考

　委託生産契約書に変更が生じた場合には、新たな委託生産契約書（写）を添付する。

委託による肥料の生産に関する届出の廃止届出書

年　　月　　日

山口県知事　　　　　　様

　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

　さきに、　年　月　日付けで届け出ました　株式会社　工場に係る「委託による肥料の生産に関する届出」に関し、　年　月　日をもって、委託生産契約の終了により委託による肥料の生産業務を廃止しましたので届け出ます。